

○図書館法(抜粋)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○吉田町立図書館設置条例(抜粋)

(図書館協議会)

第10条 法第14条の規定に基づき、吉田町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 図書館の利用者

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は妨げない。

○吉田町図書館協議会運営規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、吉田町立図書館設置条例（平成10年吉田町条例第15号。以下「条例」という。）第10条の規定により設置された吉田町図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について館長の諮問に応じ、意見を述べる。

- (1) 図書館の運営に関すること。
- (2) 図書館奉仕に関すること。
- (3) その他図書館の利用促進に関すること。

吉田町図書館協議会委員名簿

任期 令和5年7月1日～令和7年6月30日（2年間）

	氏 名	住 所	10条関係	備 考
1	いいた かなこ 飯田 可奈子	〒421-0301 吉田町住吉2223番地 吉田町立住吉小学校	1号	学校教育の関係者 1期目（司書教諭）
2	すがさわ みちこ 菅澤 路子	〒421-0305 吉田町大幡1800番地の1	2号	社会教育の関係者 3期目（社会教育委員）
3	たじま のりこ 田嶋 規子	〒421-0302 吉田町川尻333番地の2	5号	図書館の利用者 1期目（音訳ボランティア）
4	ふじた ひろし 藤田 洋司	〒421-0303 吉田町片岡2408番地の2	5号	図書館の利用者 7期目（吉田町手をつなぐ育成会長）
5	ますだ やすこ 増田 靖子	〒421-0304 吉田町神戸2092番地の1 吉田町立わかば保育園	3号	家庭教育の向上に資する活動を行う者 1期目（園長）
6	もちづき みほこ 望月 美保子	〒421-0303 吉田町片岡2130番地 静岡県立吉田特別支援学校	1号	学校教育の関係者 1期目（図書表現課職員）
7	やまもと ひろし 山本 宏	〒421-0304 吉田町神戸1611番地の1	4号	学識経験のある者 7期目（元学校長）

（アイウエオ順）